

# 龍江地区における屋外広告物の 新たな基準について意見を募集します

龍江地域づくり委員会

会長 木下 博史

龍江地区景観に関する検討委員会

委員長 熊谷 秀男

## ・はじめに

龍江地域づくり委員会では、龍江インターチェンジの開通により、地域へ訪れる方が増加し、屋外広告物（いわゆる看板）設置の需要が見込まれることから、龍江地区景観に関する検討委員会を立ち上げ、平成29年5月に屋外広告物に関する検討をはじめました。検討委員会はこれまで11回開催し、慎重に議論を進めてきました。

検討委員会では現地調査を行うことで、地区内の屋外広告物の現状把握と規模（高さや面積など）の感覚を確認しながら、龍江地区の美しい自然や田園の景観が阻害されにくい規模がどの程度なのかを検討し、実現手法は市の屋外広告物条例を活用することとしました。

屋外広告物条例は現在も市全域に適用があり、一定の規模を超える広告物の表示・設置・改修などを行う際には、市への届出が必要となるもので、決められた基準に合わせることを求められます。また、各地区の特性や個性に応じて、基準を決めることができる仕組みとなっています。今回の素案は、これを活用して龍江地区の基準を強化し、将来の地域にとってふさわしい景観にしていこうとするものです。

検討に際しては、市建設部地域計画課に支援をいただき、法令等の基準や他地区の事例なども参考にしながら、龍江地区の振興に資する基準となることや、広告物設置者の方々にも理解を得られる内容であることを念頭に検討しました。

この度、新たな基準となるたたき台を整理しましたので、今後の素案作成に向けて、地域の皆様のご意見をお聞かせください。

## ・基準の適用について

今回の新たな基準は、既存の屋外広告物には適用されません。今後、屋外広告物を表示・設置・改修などをされる際には、新たな基準に合わせていただくものです。

一定規模を超える表示・設置・改修などを行う際に届出が必要となる行為は次に掲げるもので、届出の規模及び基準は次ページからの詳細をご覧ください。

届出が必要となる行為

- ・屋外広告物の新設・増築・改築・移転
- ・屋外広告物の外観を変更することとなる修繕・模様替
- ・屋外広告物の色彩の変更



# 屋外広告物の新たな基準(素案)【龍江地区内】

## ○自己用広告物の基準

(自己の事業等に使用している建物のある敷地内にその事業等の内容を表示するもの)

※強化を検討している部分のみ記載

農園が多い龍江地区の特性を踏まえて検討しています。

合計30㎡以下  
(同一敷地内)

10㎡以下

10㎡以下

5㎡以下

5.0m以下

りんご：約5m

住居、事務所、営業所など

⇒ 太字・下線が強化する基準

### 【屋外広告物の基準】

表示面積：合計50㎡以下(同一敷地内)  
⇒ 合計30㎡以下(同一敷地内) かつ  
1面の表示面積10㎡以下

地上広告物：高さ8m以下  
⇒ 高さ5m以下 かつ  
1面の表示面積5㎡以下

### 【届出が必要な規模】

表示面積：合計15㎡超(同一敷地内)

地上広告物：高さ4m超

※上記の基準に応じて設定します

## ○非自己用広告物(個別看板、集合看板)の基準

(自己の事業敷地外に事業等の内容を表示するもの)

※強化を検討している部分のみ記載

合計3㎡以下  
(50m以内)

わい化りんごより  
高くないように

1.5㎡以下

1.5㎡以下

2.5m以下

わい化りんご：約3m

住居、事務所、営業所など

集合看板：約5m(検討中)

### 【屋外広告物の基準(個別看板)】

表示面積：合計50㎡以下(周囲50m以内)  
⇒ 合計3㎡以下(周囲50m以内) かつ  
1面1.5㎡以下

地上広告物：高さ5m以下  
⇒ 高さ2.5m以下

### 【届出が必要な規模】

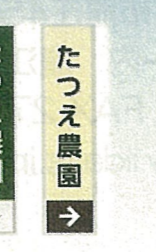
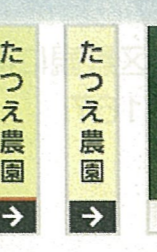
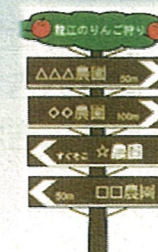
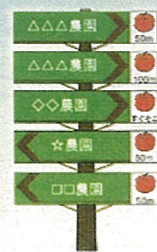
表示面積：合計10㎡超(周囲50m以内)又は  
1面5㎡超

地上広告物：高さ4m超又は1面5㎡超

※上記の基準に応じて設定します

### 【集合看板の基準:デザインや規模】

地域の皆様からご意見をお聞きして、デザインや規模(高さや寸法等)を決めていきたいと思っております。現在、下図のような案もございますが、地域の皆様からのご意見をぜひお聞かせください。





## ・現地看板調査の結果と規模の検討について

検討委員会では、現地看板の実態調査を行い現状把握を行いました。

以下の調査結果では、事業系の看板が多いことが分かります。その中には劣化等が進んでいるものや、既に営業していないものも見受けられることから、管理者等に更新や撤去等の適正な管理となるよう働きかけを行います。

新たに更新して設置される看板については、集約化、必要な基準（色・大きさ・高さ）等の検討を行います。

種類別		内容別	
自己用	51ヶ所	農園関係	46ヶ所
非自己用	89ヶ所	企業関係	22ヶ所
その他（公益・非営利目的のもの）	12ヶ所	地区外案内関係	13ヶ所
合計	152ヶ所	その他（個人商店など上記以外）	71ヶ所
		合計	152ヶ所

集合看板については、デザインや規模（高さや寸法等）の検討を行っています。このことについては、地域の皆様のご意見をいただきながら検討します。

### ご意見は下記の要領でお願い致します。

意見募集する内容	屋外広告物の新たな基準（素案）
募集期間	令和4年2月2日（水）～2月28日（月）17:00 まで
意見の提出方法	様式は任意です。自治振興センターにお寄せください。
会議資料	検討委員会での会議資料が龍江自治振興センターにありますので、必要な方はご覧いただきますようお願いいたします。

#### お問い合わせ先

〒399-2221 飯田市龍江4517  
 龍江自治振興センター内 龍江地区景観に関する検討委員会事務局  
 電話 27-3004 FAX 27-3167  
 Eメール [tatue@city.iida.lg.jp](mailto:tatue@city.iida.lg.jp)